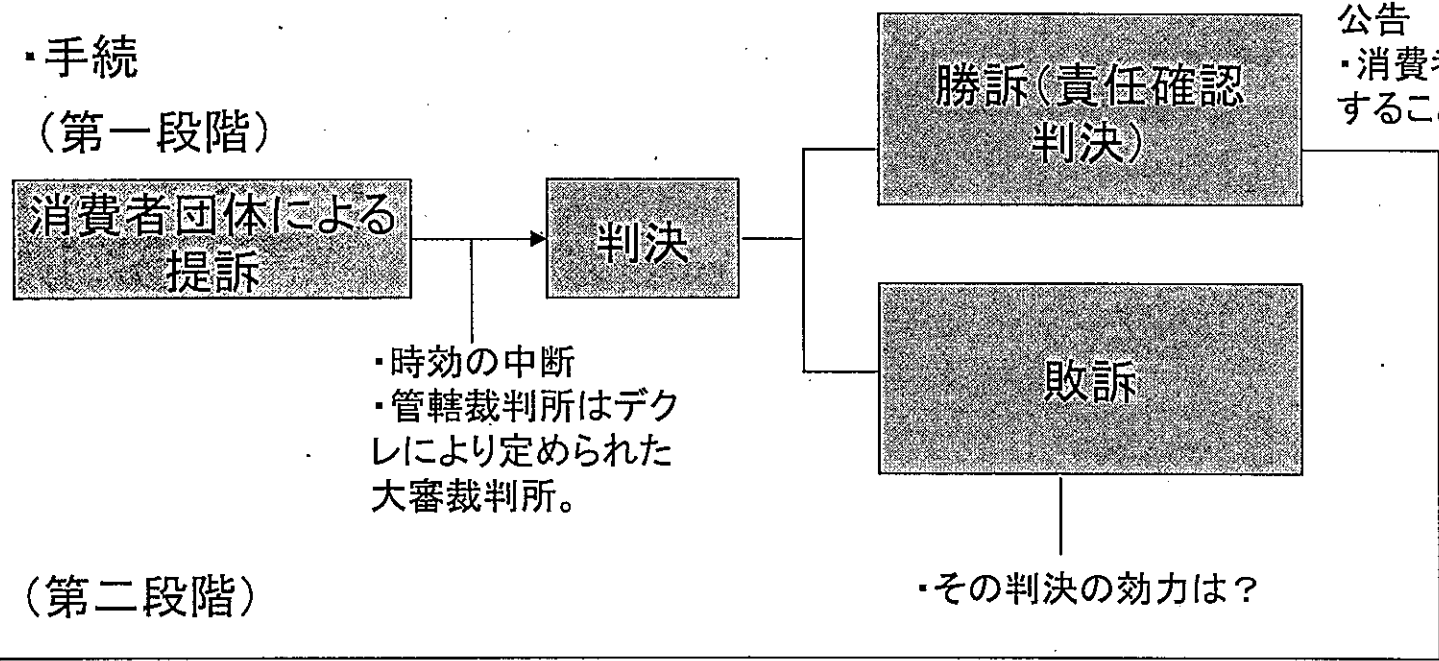


# フランスの「グループ訴権」(2006年11月法案)について

- ・主体; 全国レベルで認可された消費者団体(←濫用の防止)
- ・対象; 同一の事業者による契約上の義務の違反に起因して消費者が被った物的損害又は用益侵害に基づく損害(人身損害は除く。)

・手続  
(第一段階)

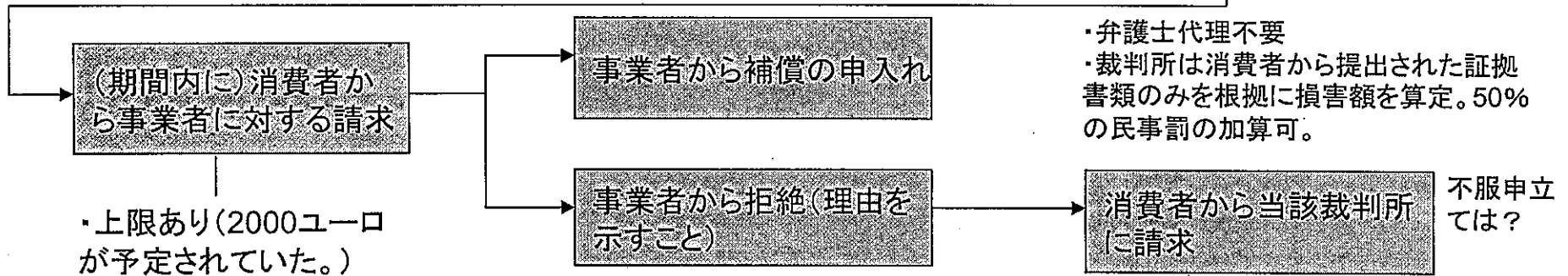


- ・事業者の費用負担による公告
- ・消費者が事業者に請求をすることができる期間の指定

- ・時効の中断
- ・管轄裁判所はデクレにより定められた大審裁判所。

・その判決の効力は?

(第二段階)



- ・弁護士代理不要
- ・裁判所は消費者から提出された証拠書類のみを根拠に損害額を算定。50%の民事罰の加算可。

・上限あり(2000ユーロが予定されていた。)